

申請者各位

平成 23 年 1 月

株式会社 トータル建築確認評価センター

開発許可、建築許可等の原本等提示のお願い

建築基準法施行令第 9 条第 9 号及び第 12 号に掲げる法律規定に適合するものであることの確認検査について

1. 開発許可・建築許可については、建築確認申請時に許可書原本の提示をお願いします。

原本がない場合には、事前に許可官庁に赴いて開発登録簿及び土地利用計画図の写しを添付して建築確認を申請してください。また、開発許可の場合には、都市計画法第 36 条により工事が完了した旨の公告があるまでの間は建築物を建築することができません。完了検査済証の写しを添付し、公告年月日を許可官庁で確認してください。

2. 都市計画法第 29 条による自己用の開発許可（建築許可）の場合

建築確認申請時に許可書の提示・許可書の写し及び建築制限（都計法第 37 条）解除承認がある場合は、その写しも併せて添付してください。また、この建築制限解除承認を受けて建築工事に着手した場合は、建築工事の完了検査以前に開発の完了検査も必要になりますので、工事完了時には都計法の許可官庁への申請も忘れず行ってください。なお、確認済証交付後建築工事に着手する場合は、以下の点に留意願います。

（イ）建築工事は開発行為完了公告（都計法第 36 条）後に着手する

（ロ）建築工事は建築制限解除承認（都計法第 37 条）後に着手する

3. 都市計画法第 43 条による建築許可の場合、許可書の提示が必要になります。

許可書がない場合には、受付できません。（日常に必要な物品の販売・修理等の店舗、農家が分家する場合の住宅等の許可）

4. 市街化調整区域内で都市計画法第 29 条、第 43 条等の許可によらずに建築確認を申請する場合は、都市計画法施行細則第 60 条による証明書（適合証明）を添付してください。

（適合証明の原本を提示してください）

前回の建築確認済証、完了検査済証の写し及び農業従事者証明のみの申請は受付できません。

上記それぞれについて、建築確認申請には申請書一式 正・副の第三面及び建築計画概要書の第二面 14 欄【許可・認定等】に必要な事項（許可番号、日付等）を記入の上、提出してください。

<注>許可書に関する一般事項、申請者、申請番地、申請面積等が確認申請書と原則一致していること

上記記載以外でご確認事項等がありましたらお手数ですがお問合せ下さい。